

## 島根県立松江農林高等学校魅力化コンソーシアム 規約

### (名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は「島根県立松江農林高等学校魅力化コンソーシアム」(以下、「ご縁コンソーシアム」、という。)とする。

### (目的)

第2条 松江農林高等学校の魅力化の推進を目的とし、松江農林高等学校が中学生から進学先として選ばれる高校となるよう、関係団体等からの意見を求める場を設定すると共に、高大連携学習や地域連携学習などの上級学校や地域の関係機関との協働事業を通して、この圏域の未来を担う人材育成を目的とした「ご縁コンソーシアム」を構成して、熟議し実行する体制の推進を図り「地域協働スクール」の実現を目指す。

### (協働事業)

第3条 ご縁コンソーシアムは、次の各号に掲げる協働事業を行う。

- 一 高大連携学習の推進に係る協働事業
- 二 地域産業界の人材育成に係る協働事業
- 三 その他、松江農林高等学校の魅力化を図るための諸事業

### (組織)

第4条 ご縁コンソーシアムは、松江農林高等学校と別表1に掲げる地域との協働事業に関わる団体等(以下「構成団体等」という。)により組織する。

- 2 ご縁コンソーシアムには、協働事業の方針を審議する役員会を置くこととし、役員会は10人以内で構成する。
- 3 ご縁コンソーシアムには連絡調整を行う事務局を置く。

### (役員会)

第5条 役員会の役員は、構成団体等が原則1名を推挙し、松江農林高等学校長(以下「校長」という。)が委嘱する。

- 2 役員の任期は1年とし再任は妨げない。ただし、代理の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員会に次の役職をおく。
  - 一 会長 1名
  - 二 副会長 1名
  - 三 監事 2名
- 4 会長、副会長および監事は役員の互選によりこれを定める。

(会長、副会長等役員の職務)

第6条 会長は会務を総理し、ご縁コンソーシアム及び役員会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監事は会計を監査する。
- 4 必要に応じて専門部会を設けることができ、役員が所属するとともに、別途、部員を置くことができる。
- 5 会長は事務局員より事務局長を選任する。

(役員会の運営)

第7条 役員会は、会長が校長と協議の上招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りではない。

- 2 役員会は原則年2回開催する。
- 3 役員会の議長は会長をもって充てる。
- 4 役員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員は自己の利害に係る議事には参与することはできない。
- 6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(役員会の承認等)

第8条 会長は第3条に掲げる協働事業の計画及び予算について、役員会の承認を得るものとする。

- 2 役員会は、協働事業の活動について情報を共有し、目的達成のための連絡・調整支援を行う。
- 3 委員は前条の協働事業に関わる事項について、役員会に対して意見を述べることができる。

(事務局)

第9条 松江農林高等学校に事務局を置き、ご縁コンソーシアムに関する事務を処理する。

(会計)

第10条 本会の事業は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 本会は、次の収入をもって活動を実施する。
  - 一 島根県教育委員会からの交付金
  - 二 各種団体等からの助成金・寄付金
  - 三 その他の収入
- 3 事務局は、毎事業年度終了後、収支決算書報告書を作成し監査を受ける。

(規約の変更等)

第 11 条 この規約は、役員会の議事を経なければ変更することはできない。

2 この規約に定めるもののほか、ご縁コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、役員会の議を経て会長が定める。

別表 1

団体名 等
国立大学法人 島根大学
公立大学法人 島根県立大学
島根県立農林大学校
松江市
松農会
松江農林高等学校 P T A

付則 この規約は令和 2 年 3 月 2 7 日より施行する。

この規約を令和 6 年 1 1 月 1 1 日に一部改正する。